

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則の  
一部を改正する省令案について

平成27年6月29日  
経 済 産 業 省  
環 境 省

1. 改正の背景

- (1) 我が国では、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「バーゼル条約」という。）」の的確かつ円滑な実施を確保するため、「外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）」及び「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「バーゼル法」という。）」に基づき、電子スクラップ等の特定有害廃棄物等の輸出入管理を行っている。
- (2) バーゼル法は、その規制対象物の輸出入にあたり、外為法に基づく承認を義務付けるとともに、当該承認を受けて当該特定有害廃棄物等の輸出入に係る移動書類（以下「移動書類」という。）の交付を受けた者等に対し、運搬・処分に際して移動書類の携帯や処分の実施等に関する通知及び届出を義務付けている。
- (3) 移動書類の記載事項や移動書類に係る各種届出等については、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則」（以下「施行規則」という。）に定めている。また、移動書類の交付のための申請手続等については、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令」（以下「届出省令」という。）に定めている。
- (4) 今般、移動書類の様式をバーゼル条約締約国会議で採択された推奨様式（以下「国際様式」という。）に変更することに伴い、移動書類に記載すべき事項の変更や移動書類に関する各種届出書類等の様式変更を行うとともに、手続き事務の負担軽減を図るため、施行規則について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- (1) 移動書類の国際様式化に伴う記載すべき事項の変更（第1条及び第3条関係）
  - ・ 移動書類の国際様式化に伴い、特定有害廃棄物等の運搬・処分の際に移動書類に記載すべき事項を変更する。
- (2) 移動書類に関する各種届出書類等の様式変更（第2条、第4条～第6条、様式第1～様式第5関係）
  - ・ 移動書類の国際様式化に伴い、各種届出書類等の様式変更を行う（記載しやすい様式への変更、処分者による記載事項の省略等）。
- (3) 各種届出等の手続きの合理化
  - ・ 特定有害廃棄物等の受領通知及び処分完了の通知期限に関し、経済協力開発機構（OECD）理事会決定にあわせ、受領については現行の3日から3営業日に、処分完了については現行の3日から30日に変更する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行：平成27年9月